

昭和二十六年厚生省令第四号

毒物及び劇物取締法施行規則
毒物及び劇物取締法施行規則を次のように定める。

(登録の申請)

第一条 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号。以下「法」という。）第四条第二項の毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請書は、別記第一号様式によるものとする。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法の規定による登録等の申請又は届出（以下「申請等の行為」という。）の際都道府県知事に提出された書類については、当該登録申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 毒物若しくは劇物を直接取り扱う製造所又は営業所の設備の概要図

二 申請者が法人であるときは、定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書

3 前項の場合において、同項第二号に掲げる書類について、当該登録申請書の提出先とされる都道府県知事が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによつて、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録されている情報のうち前項第二号に掲げる書類の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の登録申請書に前項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。

第二条 法第四条第二項の毒物又は劇物の販売業の登録申請書は、別記第二号様式によるものとする。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四条第一項の許可若しくは同法第二十四条第一項の許可の申請の際当該登録申請書の提出先とされている都道府県知事、地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）の市長若しくは特別区の区長に提出された書類については、当該登録申請

書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 毒物又は劇物を直接取り扱う店舗の設備の概要図

二 申請者が法人であるときは、定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書

3 前項の場合において、同項第二号に掲げる書類について、当該登録申請書の提出先とされる都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによつて、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録されている情報のうち前項第二号に掲げる書類の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の登録申請書に前項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。

第三条 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票は、別記第三号様式によるものとする。

第四条 法第四条第三項の毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新は、登録の日から起算して五年を経過した日の一月前までに、別記第四号様式による登録更新申請書に登録票を添えて提出することによつて行うものとする。

2 法第四条第三項の毒物又は劇物の販売業の登録の更新は、登録の日から起算して六年を経過した日の一月前までに、別記第五号様式による登録更新申請書に登録票を添えて提出することによつて行うものとする。

第四条の二 法第四条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める毒物及び劇物は、別表第一に掲げる毒物及び劇物とする。

第四条の三 法第四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める劇物は、別表第二に掲げる劇物とする。

第四条の四 毒物又は劇物の製造所の設備の基準は、次のとおりとする。

（製造所等の設備）

一 毒物又は劇物の製造作業を行なう場所は、次に定めるところに適合するものであること。

イ コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造とする等その外に毒物又は劇物が飛散し、漏れ、しみ出若しくは流れ出、又は地下にしみ込むおそれのない構造であること。

ロ 毒物又は劇物を含有する粉じん、蒸気又は廃水の処理に要する設備又は器具を備えていること。

二 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。

イ 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。

ロ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。

ハ 貯水池その他の容器を用いしないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。

ニ 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りでない。

ホ 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。

三 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。

四 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。

五 毒物又は劇物の輸入業の営業所及び販売業の店舗の設備の基準については、前項第二号から第四号までの規定を準用する。

（登録簿の記載事項）

第四条の五 登録簿に記載する事項は、法第六条に規定する事項のほか、次のとおりとする。

一 登録番号及び登録年月日

二 製造所、営業所又は店舗の名称

三 毒物劇物取扱責任者の氏名及び住所

（特定毒物研究者の許可の申請）

第四条の六 法第六条の二第一項の許可申請書は、別記第六号様式によるものとする。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該許可申請書の提出先とされている都道府県知事（特定毒物研究者の主たる研究所の所在地が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域にある場合においては、指定都市の長。第四条の八において同じ。）に提出された書類については、当該許可申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 申請者の履歴書

二 研究所の設備の概要図

三 法第六条の二第三項第一号又は第二号に該当するかどうかに関する医師の診断書

四 第十一条の三の二第二項に規定する者にあつては、毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号。以下「令」という。）第三十六条の五第一項の規定により講じる措置の内容を記載した書面

（法第六条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める者）

第四条の七 法第六条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定毒物研究者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（治療等の考慮）

第四条の八 都道府県知事は、特定毒物研究者の許可の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に当該許可を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

（許可証の様式）

第四条の九 特定毒物研究者の許可証は、別記第七号様式によるものとする。

（特定毒物研究者名簿の記載事項）

第四条の十 特定毒物研究者名簿に記載する事項は、次のとおりとする。

一 許可番号及び許可年月日

二 特定毒物研究者の氏名及び住所

三 主たる研究所の名称及び所在地

四 特定毒物を必要とする研究事項

五 特定毒物の品目

六 令第三十六条の四第三項の規定による特定毒物研究者名簿の送付が行われる場合にあつ

ては、許可の権限を有する者の変更があつた旨及びその年月日

(毒物劇物取扱責任者に関する届出)

第五条 法第七條第三項の届出は、別記第八号様式による届書を提出することによつて行うものとする。

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 薬剤師免許証の写し、法第八條第一項第二号に規定する学校を卒業したことを証する書類又は同項第三号に規定する試験に合格したことを証する書類

二 法第八條第二項第二号又は第三号に該当するかどうかに関する医師の診断書

三 法第八條第二項第四号に該当しないことを証する書類

四 雇用契約書の写しその他毒物劇物営業者の毒物劇物取扱責任者に対する使用関係を証する書類

五 毒物劇物取扱責任者として第十一条の三の二第二項において準用する同条第一項に規定する者を置く場合にあっては、令第三十六條の五第二項の規定により講じる措置の内容を記載した書面

3 前二項の規定は、毒物劇物営業者が毒物劇物取扱責任者を変更したときに準用する。この場合において、第一項中「別記第八号様式」とあるのは、「別記第九号様式」と読み替えるものとする。

(学校の指定)

第六条 法第八條第一項第二号に規定する学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十條に規定する高等学校又はこれと等以上の学校をいう。

(法第八條第二項第二号の厚生労働省令で定める者)

第六条の二 第四条の七の規定は、法第八條第二項第二号の厚生労働省令で定める者について準用する。この場合において、「特定毒物研究者」とあるのは、「毒物劇物取扱責任者」と読み替えるものとする。

(毒物劇物取扱者試験)

第七条 法第八條第一項第三号に規定する毒物劇物取扱者試験は、筆記試験及び実地試験とする。

2 筆記試験は、左の事項について行う。

一 毒物及び劇物に関する法規

二 基礎化学

三 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

3 実地試験は、左の事項について行う。

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

第八条 都道府県知事は、毒物劇物取扱者試験を実施する期日及び場所を定めたときは、少くとも試験を行う一月前までに公告しなければならない。

(合格証の交付)

第九条 都道府県知事は、毒物劇物取扱者試験に合格した者に合格証を交付しなければならない。

(登録の変更の申請)

第十条 法第九條第二項において準用する法第四條第二項の登録変更申請書は、別記第十号様式によるものとする。

2 都道府県知事は、登録の変更をしたときは、遅滞なく、その旨及びその年月日を申請者に通知しなければならない。

(営業者の届出事項)

第十条の二 法第十條第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 製造所、営業所又は店舗の名称
二 登録に係る毒物又は劇物の品目（当該品目の製造又は輸入を廃止した場合に限る。）
(特定毒物研究者の届出事項)

第十条の三 法第十條第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 主たる研究所の名称又は所在地
二 特定毒物を必要とする研究事項
三 特定毒物の品目
四 主たる研究所の設備の重要な部分

(毒物劇物営業者及び特定毒物研究者の届出)
第十一条 法第十條第一項又は第二項の届出は、別記第十一号様式による届書を提出することによつて行うものとする。

2 前項の届書（法第十條第一項第二号又は第十條の三第一号若しくは第四号に掲げる事項に係るものに限る。）には、設備の概要図を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事、指定都市の市長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出された設備の概要図については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(登録票又は許可証の書換え交付の申請書の様式)
第十一条の二 令第三十五條第二項の申請書は、別記第十二号様式によるものとする。

(登録票又は許可証の再交付の申請書の様式)
第十一条の三 令第三十六條第二項の申請書は、別記第十三号様式によるものとする。

(令第三十六條の五第一項の厚生労働省令で定める者等)
第十一条の二 令第三十六條の五第一項の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障害により、特定毒物研究者の業務を行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うために同項に規定する措置を講じることが必要者とする。

2 前項の規定は、令第三十六條の五第二項の厚生労働省令で定める者について準用する。この場合において、「特定毒物研究者」とあるのは、「毒物劇物取扱責任者」と読み替えるものとする。

(飲食物の容器を使用してはならない劇物)

第十一条の四 法第十一條第四項に規定する劇物は、すべての劇物とする。

(解毒剤に関する表示)

第十一条の五 法第十二條第二項第三号に規定する毒物及び劇物は、有機燐化合物及びこれを含む有する製剤たる毒物及び劇物とし、同号に規定するその解毒剤は、ニピリジルアルドキシムメチオダイド（別名PAM）の製剤及び硫酸アトロピン（別名PAM）の製剤とする。

(取扱及び使用上特に必要な表示事項)

第十一条の六 法第十二條第四号に規定する毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要な表示事項は、左の通りとする。

一 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した塩化水素又は硫酸を含む有する製剤たる劇物（住宅用の洗浄剤で液体状のものに限る。）を販売し、又は授与するときは、次に掲げる事項

イ 小児の手の届かないところに保管しなければならない旨
ロ 使用の際、手足や皮膚、特に眼にからさないように注意しなければならない旨
ハ 眼に入つた場合は、直ちに流水でよく洗い、医師の診断を受けるべき旨

三 毒物及び劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入したジメチル二・二・二・ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）を含む有する製剤（衣料用の防虫剤に限る。）を販売し、又は授与するときは次に掲げる事項

イ 小児の手の届かないところに保管しなければならない旨
ロ 使用前に開封し、包装紙等は直ちに処分すべき旨
ハ 居間等人が常時居住する室内では使用してはならない旨
ニ 皮膚に触れた場合には、石けんを使つてよく洗うべき旨

四 毒物又は劇物の販売業者が、毒物又は劇物の直接の容器又は直接の被包を開いて、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに毒物劇物取扱責任者の氏名

(農業用劇物の着色方法)

第十二條 法第十三條に規定する厚生労働省令で定める方法は、あせにくい黒色で着色する方法とする。

(毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面)

第十二條の二 法第十四條第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印した書面とする。

(情報通信の技術を利用する方法)
第十二條の二の二 法第十四條第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 毒物劇物営業者の使用に係る電子計算機と譲受人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者

の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

口 譲受人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて毒物劇物営業者の閲覧に供し、当該毒物劇物営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第十四条第三項前段に規定する方法による提供を行う旨の承諾又は行わない旨の申出をする場合にあつては、毒物劇物営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならぬ。
一 毒物劇物営業者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、毒物劇物営業者の使用に係る電子計算機と、譲受人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十二条の三 法第十四条第四項に規定する厚生労働省令で定める電磁的記録は、前条第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法により記録されたもの又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録されたものをいう。

第十二条の四 令第三十九条の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第十二条の二の二第一項各号に規定する方法のうち毒物劇物営業者が使用するもの
二 ファイルへの記録の方法
（毒物又は劇物の交付の制限）

第十二条の五 第四条の七の規定は、法第十五条第一項第二号の厚生労働省令で定める者に

ついて準用する。この場合において、「特定毒物研究者の業務」とあるのは、「毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置」と読み替えるものとする。

（交付を受ける者の確認）
第十二条の六 法第十五条第二項の規定による確認は、法第三条の四に規定する政令で定める物の交付を受ける者から、その者の身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等交付を受ける者の氏名及び住所を確めるに足りる資料の提示を受けて行なうものとする。ただし、毒物劇物営業者と常時取引関係にある者、毒物劇物営業者が農業協同組合その他の協同組織体である場合におけるその構成員等毒物劇物営業者がその氏名及び住所を知つてしている者に交付する場合、その代理人、使用人その他の従業者（毒物劇物営業者と常時取引関係にある法人又は毒物劇物営業者が農業協同組合その他の協同組織体である場合におけるその構成員たる法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。）であることが明らかなる者にその者の業務に関し交付する場合及び官公署の職員に交付する場合は、その資料の提示を受けることを要しない。

（確認に関する帳簿）
第十二条の三 法第十五条第三項の規定により同条第二項の確認に関し帳簿に記載しなければならぬ事項は、次のとおりとする。
一 交付した劇物の名称
二 交付の年月日
三 交付を受けた者の氏名及び住所
（加鉛ガソリンの品質）
第十二条の四 令第七条に規定する厚生労働省令で定める加鉛ガソリンは、航空ピストン発動機用ガソリン、自動車排出ガス試験用ガソリン及びモーターオイル試験用ガソリンとする。

（定量方法）
第十二条の五 令第七条の二に規定する厚生労働省令で定める方法により定量した場合における数値は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）K 2255（石油製品—ガソリン—鉛分の求め方）により定量した場合における数値を四エチル鉛に換算した数値とする。

（航空ピストン発動機用ガソリン等の着色）
第十二条の六 令第八条に規定する厚生労働省令で定める色は、赤色、青色、緑色又は紫色とする。

（防除実施の届出）
第十三条 令第十八条第二号又は第二十四条第二号の規定による届出は、別記第十四号様式による届書によるものとする。

（毒物又は劇物を運搬する容器に関する基準等）
第十三条の二 令第四十条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める容器は、四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）の国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定めるポータブルタンクに該当するものであつて次の各号の要件を満たすものとする。

一 ポータブルタンクに使用される鋼板の厚さは、六ミリメートル以上であること。
二 常用の温度において六百キロボスカルの圧力（ゲージ圧力をいう。）で行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
三 圧力安全装置（バネ式のものに限る。以下同じ。）の前に破裂板を備えていること。
四 破裂板と圧力安全装置との間には、圧力計を備えていること。
五 破裂板は、圧力安全装置が四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）の放出を開始する圧力より十パーセント高い圧力で破裂するものであること。

六 ポータブルタンクの底に開口部がないこと。
二 令第四十条の二第六項に規定する厚生労働省令で定める容器は、無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は弗化水素若しくはこれを含有する製剤の国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定めるポータブルタンク及びロードタンクビークルに該当するもの（以下この条において「ポータブルタンク等」という。）とし、ポータブルタンク等については、同条第三項から第五項までの規定は、適用しないものとする。

（令第四十条の三第二項の厚生労働省令で定める要件）
第十三条の三 令第四十条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。
一 ポータブルタンク内に温度五十度において五パーセント以上の空間が残されていること。
二 ポータブルタンクごとにその内容が四アルキル鉛を含有する自動車燃料用アンチノック剤である旨の表示がなされていること。

三 自蔵式呼吸具を備えていること。
（交替して運転する者の同乗）
第十三条の四 令第四十条の五第二項第一号の規定により交替して運転する者を同乗させなければならない場合は、運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合とする。
一 一の運転者による連続運転時間（一回がおおむね連続十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。以下この号において同じ。）が、四時間（高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第四条第一項の高速自動車国道をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定により指定を受けた道路をいう。）のサービスイリア又はパーキングエリア（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第十三号又は高速自動車国道法第十一条第二号に定める施設をいう。）等に駐車又は停車できないため、やむを得ず一の運転者による連続運転時間が四時間を超える場合にあつては、四時間三十分）を超える場合
二 一の運転者による運転時間が、二日（始業時刻から起算して四十八時間をいう。）を平均し一日当たり九時間を超える場合
（毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識）
第十三条の五 令第四十条の五第二項第二号に規定する標識は、○・三メートル平方の板に地を黒色、文字を白色として「毒」と表示し、車両の前後の見やすい箇所に掲げなければならない。

（毒物又は劇物を運搬する車両に備える保護具）
第十三条の六 令第四十条の五第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める保護具は、別表第五の上欄に掲げる毒物又は劇物ごとに下欄に掲げる物とする。
（荷送人の通知義務を要しない毒物又は劇物の数量）
第十三条の七 令第四十条の六第一項に規定する厚生労働省令で定める数量は、一回の運搬につきキログラムとする。

（毒物又は劇物の交付の制限）
第十三条の八 令第四十条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める数量は、一回の運搬につきキログラムとする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十三条の八 令第四十条の六第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

- 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- 荷送人の使用に係る電子計算機と運送人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- 荷送人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて運送人の閲覧に供し、当該運送人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（令第四十条の六第二項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、荷送人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、運送人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、荷送人の使用に係る電子計算機と、運送人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十三条の九 令第四十条の六第三項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 前条第二項各号に規定する方法のうち荷送人が使用するもの
- ファイルへの記録の方法

（毒物劇物営業者等による情報の提供）

第十三条の十 令第四十条の九第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一回につき二百ミリグラム以下の劇物を販売し、又は授与する場合
- 令別表第一の上欄に掲げる物を主として生活の用に供する一般消費者に対して販売し、又は授与する場合

第十三条の十一 令第四十条の九第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）

の規定による情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならない。

- 文書の交付
- 電磁的記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達

第十三条の十二 令第四十条の九第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により提供しなければならない情報の内容は、次のとおりとする。

- 情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 毒物又は劇物の別
- 名称並びに成分及びその含量
- 応急措置
- 火災時の措置
- 漏出時の措置
- 取扱い及び保管上の注意
- 暴露の防止及び保護のための措置
- 物理的及び化学的性質
- 安定性及び反応性
- 毒性に関する情報
- 廃棄上の注意
- 輸送上の注意

（令第四十一条第二号に規定する内容積）

第十三条の十三 令第四十一条第三号に規定する厚生労働省令で定める量は、四アルキル鉛を含む有する製剤を運搬する場合の容器にあつては二百リットルとし、それ以外の毒物又は劇物を運搬する場合の容器にあつては千リットルとする（身分を示す証票）

第十四条 法第十八条第三項に規定する証票は、別記第十五号様式の定めるところによる。

（収去証）

第十五条 法第十八条第一項の規定により当該職員が毒物若しくは劇物又はその疑いのある物を収去しようとするときは、別記第十六号様式による収去証を交付しなければならない。

第十六条 削除

（登録が失効した場合等の届書）

第十七条 法第二十一条第一項の規定による登録若しくは特定毒物研究者の許可が効力を失い、又は特定毒物使用者でなくなつたときの届出は、別記第十七号様式による届書によるものとする。

（業務上取扱者の届出等）

第十八条 法第二十一条第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、事業場の名称とする。

又は特定毒物使用者でなくなつたときの届出は、別記第十七号様式による届書によるものとする。

2 法第二十一条第一項及び第二項に規定する届出は、別記第十八号様式による届書を提出することによつて行うものとする。

3 法第二十一条第三項に規定する届出は、別記第十九号様式による届書を提出することによつて行うものとする。

4 第五条（第二項第五号を除く。）の規定は、法第二十一条第一項に規定する者（同条第二項に規定する者を含む。）が行う毒物劇物取扱責任者に関する届出について準用する。この場合において第五号第一項中「法第七条第三項」とあるのは「法第二十一条第四項において準用する法第七条第三項」と、同条第三項中「毒物劇物営業者」とあるのは「法第二十一条第一項に規定する者」と読み替へるものとする。

第十八条の二 法第二十一条第五項に規定する厚生労働省令で定める毒物及び劇物（電子情報処理組織による事務の取扱い）

第十九条 都道府県知事（販売業については保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を含む。）次項において同じ。）は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録及び登録の更新に関する事務（次項において「登録等の事務」という。）の全部又は一部を電子情報処理組織によつて取り扱うことができる。この場合においては、登録簿は、電磁的記録媒体に記録し、これをもつて調製する。

2 前項の規定により、都道府県知事が、電子情報処理組織によつて登録等の事務の全部又は一部を取り扱うときは、次に掲げる事項を厚生労働大臣に通知しなければならない。

一 電子情報処理組織によつて取り扱う登録等の事務の範囲

二 電子情報処理組織の使用を開始する年月日

三 その他必要な事項

（電磁的記録媒体による手続）

第二十条 次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類の提出（特定毒物研究者に係るものを除く。）については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体を提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法によつて行うことができる。

第一号第一項	別記第一号様式による登録申請書
第二号第一項	別記第二号様式による登録申請書
第四号第一項	別記第四号様式による登録更新申請書
第四号第二項	別記第五号様式による登録更新申請書
第五号第一項	別記第八号様式による届書
第五号第三項において準用する同条第一項	別記第九号様式による届書
第十号第一項	別記第十号様式による登録変更申請書
第十一号第一項	別記第十一号様式による届書
第十一号の二	別記第十二号様式による申請書
第十一号の三	別記第十三号様式による申請書

第二十一条（電磁的記録媒体に貼り付ける書面）	（電磁的記録媒体に貼り付ける書面）
一 申請者又は届出者の氏名	一 申請者又は届出者の氏名
二 申請年月日又は届出年月日	二 申請年月日又は届出年月日
（権限の委任）	（権限の委任）
第二十三条 法第二十三条の三第一項及び令第三十六条の七第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が次に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。	一 法第十九条第五項（法第二十一条第四項において準用する場合を含む。）に規定する権限
二 法第二十一条第七項において準用する法第二十条第二項に規定する権限	二 法第二十一条第七項において準用する法第二十条第二項に規定する権限
三 法第二十一条第六項に規定する権限	三 法第二十一条第六項に規定する権限
四 法第二十一条の二第一項に規定する権限	四 法第二十一条の二第一項に規定する権限

附則	附則
一 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年十二月二十八日から適用する。	一 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年十二月二十八日から適用する。
二 学校教育法附則第三条第一項の規定により存続を認められた旧中等学校令（昭和十八年勅令	二 学校教育法附則第三条第一項の規定により存続を認められた旧中等学校令（昭和十八年勅令

則第一条第三号に定める日（昭和六十年八月十二日）から、第二条中児童福祉法施行規則第三十一条及び第五十条の二の改正規定並びに第四条の規定は、同法附則第一条第五号に定める日（昭和六十一年一月十二日）から施行する。

附 則（昭和六〇年二月十七日厚生省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年八月二十九日厚生省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年一月二二日厚生省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年一〇月二二日厚生省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年六月三日厚生省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年九月三〇日厚生省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月一七日厚生省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則（平成二年二月一七日厚生省令第三号）

この省令は、平成二年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第四の改正規定は公布の日から施行する。

附 則（平成二年九月二一日厚生省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年四月五日厚生省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年十二月一八日厚生省令第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年三月二二日厚生省令第九号）

この省令は、平成四年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第三十二号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年三月一九日厚生省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年九月一六日厚生省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年二月二八日厚生省令第六号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年四月二八日厚生省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月一九日厚生省令第五九号）

この省令は、平成六年十月一日から施行する。ただし、別表第一毒物の項第十八号並びに同表劇物の項第五号の三及び第十一号の六の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年四月一四日厚生省令第三〇号）

この省令は、平成七年四月二十三日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の六の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年九月二二日厚生省令第二一号）

この省令は、平成七年十月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の七の改正規定（同号を同項第十一号の八とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年三月二五日厚生省令第一一号）

この省令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第五号、第十一号の八、第十七号の三及び第五十一号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年三月二二日厚生省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年三月二二日厚生省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年三月二二日厚生省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年三月二二日厚生省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年三月二二日厚生省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年三月二二日厚生省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年三月二二日厚生省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年三月二二日厚生省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年九月二二日厚生省令第五一号）

この省令は、平成九年十月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の七の改正規定（同号を同項第十一号の八とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二二日厚生省令第一一号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第五号、第十一号の八、第十七号の三及び第五十一号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二二日厚生省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二二日厚生省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二二日厚生省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二二日厚生省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二二日厚生省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二二日厚生省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二二日厚生省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二二日厚生省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二二日厚生省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二二日厚生省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二二日厚生省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二二日厚生省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二二日厚生省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二二日厚生省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二二日厚生省令第一一号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に毒物及び劇物取締法の第四条第一項の登録を受けている者の当該登録の更新の申請については、この省令による改正後の第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年五月一五日厚生省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一月二一日厚生省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年九月二九日厚生省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年九月二九日厚生省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年九月二九日厚生省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年九月二九日厚生省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年九月二九日厚生省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年九月二九日厚生省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年九月二九日厚生省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年九月二九日厚生省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年九月二九日厚生省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年九月二九日厚生省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年九月二九日厚生省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年九月二九日厚生省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年九月二九日厚生省令第八四号）

- 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成十二年四月二八日厚生省令第九四号)

この省令は、平成十二年五月二十日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第八号の四、第九号の二及び第十一号の八(同号を同項第十一号の九とする部分を除く。)の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十二年九月二二日厚生省令第一一八号)

この省令は、平成十二年十月五日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十二年一〇月二〇日厚生省令第二二七号) 抄

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
(様式に関する経過措置)

- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成十二年一二月二〇日厚生省令第一三四号)

この省令は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二六日厚生労働省令第三六号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一三年六月二九日厚生労働省令第一三四号)

この省令は、平成十三年七月十日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年七月一三日厚生労働省令第一六五号)

この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年七月十六日)から施行する。

附 則 (平成一四年三月二五日厚生労働省令第三〇号)

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月二七日厚生労働省令第一五三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年一月三二日厚生労働省令第五号)

この省令は、平成十五年二月一日から施行する。ただし、第二十二号、第二十三号及び第二十八号の改正規定は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年三月一七日厚生労働省令第二九号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年七月二日厚生労働省令第一一一号)

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年七月九日厚生労働省令第一一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日厚生労働省令第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月二五日厚生労働省令第四一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二二日厚生労働省令第一一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年二月二八日厚生労働省令第一五号)

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附 則 (平成一九年八月二五日厚生労働省令第一〇七号)

この省令は、平成十九年九月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二五日厚生労働省令第一五二号)

この省令は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月二〇日厚生労働省令第一一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年四月八日厚生労働省令第一〇二号)

この省令は、平成二十一年四月二十日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第五号及び第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年二月一五日厚生労働省令第二二五号)

この省令は、平成二十二年十二月三十一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年二月一日厚生労働省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一〇月一四日厚生労働省令第一三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月二二日厚生労働省令第一五〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第四条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

2 第四条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成二四年九月二〇日厚生労働省令第一三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年九月二二日厚生労働省令第一三一号)

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二七年六月一九日厚生労働省令第一一三号)

この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月一六日厚生労働省令第三二号)

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成三〇年六月二九日厚生労働省令第七九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年一〇月一七日厚生労働省令第一二八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための法律の整備に関する法律附則第一条第五号に規定する日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成三〇年一二月一九日厚生労働省令第一四四号）

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和二年一二月二五日厚生労働省令第二〇八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和四年一月二八日厚生労働省令第一七号）

この省令は、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和四年政令第三十六号）の施行の日から施行する。

附 則（令和四年六月三日厚生労働省令第九二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年一二月二六日厚生労働省令第一六三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

別記第1号様式（第1条関係）

別記第1号様式（第1条関係）

製造物		製造者	
製造場所		製造者	
製造所（製造場所）	名 称		
製造所（輸入品）	製 造 所	化学名（製法）	化学名及びその含量
製 造 所	名 称		

上記により、製造物の製造者の名称を申請します。

年 月 日

製造物製造者 氏名

（注）

1. 国産のときは、日本産業規格に準拠すること。
2. 字は、墨、インク等を用い、書きでひっきりと書くこと。
3. 製造場所の名称は、製法に準拠すること。
4. 製造所（輸入品）は、化学名（製法）に準拠すること。
5. 製造所（輸入品）は、化学名（製法）に準拠すること。
6. 製造所（輸入品）は、化学名（製法）に準拠すること。
7. 製造所（輸入品）は、化学名（製法）に準拠すること。
8. 製造所（輸入品）は、化学名（製法）に準拠すること。
9. 製造所（輸入品）は、化学名（製法）に準拠すること。
10. 製造所（輸入品）は、化学名（製法）に準拠すること。

別記第2号様式（第2条関係）

別記第2号様式（第2条関係）

製造物		製造者	
製造場所		製造者	
製造所（製造場所）	名 称		
製造所（輸入品）	製 造 所	化学名（製法）	化学名及びその含量
製 造 所	名 称		

上記により、製造物の製造者の名称を申請します。

年 月 日

製造物製造者 氏名

（注）

1. 国産のときは、日本産業規格に準拠すること。
2. 字は、墨、インク等を用い、書きでひっきりと書くこと。
3. 製造場所の名称は、製法に準拠すること。
4. 製造所（輸入品）は、化学名（製法）に準拠すること。
5. 製造所（輸入品）は、化学名（製法）に準拠すること。
6. 製造所（輸入品）は、化学名（製法）に準拠すること。
7. 製造所（輸入品）は、化学名（製法）に準拠すること。
8. 製造所（輸入品）は、化学名（製法）に準拠すること。
9. 製造所（輸入品）は、化学名（製法）に準拠すること。
10. 製造所（輸入品）は、化学名（製法）に準拠すること。

別記第3号様式（第3条関係）

別記第3号様式（第3条関係）

製造物		製造者	
製造場所		製造者	
製造所（製造場所）	名 称		
製造所（輸入品）	製 造 所	化学名（製法）	化学名及びその含量
製 造 所	名 称		

上記により、製造物の製造者の名称を申請します。

年 月 日

製造物製造者 氏名

（注）

1. 国産のときは、日本産業規格に準拠すること。
2. 字は、墨、インク等を用い、書きでひっきりと書くこと。
3. 製造場所の名称は、製法に準拠すること。
4. 製造所（輸入品）は、化学名（製法）に準拠すること。
5. 製造所（輸入品）は、化学名（製法）に準拠すること。
6. 製造所（輸入品）は、化学名（製法）に準拠すること。
7. 製造所（輸入品）は、化学名（製法）に準拠すること。
8. 製造所（輸入品）は、化学名（製法）に準拠すること。
9. 製造所（輸入品）は、化学名（製法）に準拠すること。
10. 製造所（輸入品）は、化学名（製法）に準拠すること。

[illegible][illegible]別記第5号様式（第4条関係）別記第6号様式（第4条の6関係）別記第7号様式（第4条の9関係）

別記第8号様式（第5条関係）

別記第8号様式（第5条関係）

最終動物取扱責任者変更届

届出の種別	
登録番号及び登録年月日	
製造所(従業所、店舗、事務所)	所在地
動物取扱責任者	氏名
動物取扱責任者	所在地
署名	署名

上記により、最終動物取扱責任者の届出をします。

年 月 日

住所【法人にあっては、主たる事務所】の所在地
氏名【法人にあっては、動物及び付帯者の氏名】

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

(注意)

1 届出の大きさは、日本産業規格A4に準拠すること。

2 字は、黒、インク等を用い、糊書きでしっかりと書くこと。

3 動物の種類欄には、最終又は動物の種類名、輸入種、一般販売種、農薬商品取扱販売種、又は特定又は販売又は特定又は動物取扱責任者の氏名を記載すること。ただし、動物の種類に規定する内閣府設置メーカールの取扱いに該当する特定又は販売又は付帯者については、動物の種類欄に「特定又は販売又は付帯者」と記載すること。

4 動物と動物取扱責任者については、登録番号及び登録年月日欄に動物と動物取扱責任者の氏名をそれぞれ年月日を記載すること。

5 動物取扱責任者の氏名欄には、当該氏名の欄の欄外に該当する小名を記載すること。同姓異名に該当する場合には、一般動物取扱責任者、農薬商品取扱動物取扱責任者又は特定又は販売又は動物取扱責任者の氏名に「氏名」を記載すること。ただし、動物の種類に規定する内閣府設置メーカールの場合には、動物の種類に「特定又は販売又は付帯者」と記載すること。ただし、動物の種類に規定する内閣府設置メーカールの場合には、動物の種類に「特定又は販売又は付帯者」と記載すること。

別記第9号様式（第5条関係）

別記第9号様式（第5条関係）

最終動物取扱責任者変更届

届出の種別	
登録番号及び登録年月日	
製造所(従業所、店舗、事務所)	所在地
動物取扱責任者	氏名
動物取扱責任者	所在地
署名	署名

上記により、最終動物取扱責任者の変更の届出をします。

年 月 日

住所【法人にあっては、主たる事務所】の所在地
氏名【法人にあっては、動物及び付帯者の氏名】

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

(注意)

1 届出の大きさは、日本産業規格A4に準拠すること。

2 字は、黒、インク等を用い、糊書きでしっかりと書くこと。

3 動物の種類欄には、最終又は動物の種類名、輸入種、一般販売種、農薬商品取扱販売種、又は特定又は販売又は動物取扱責任者の氏名を記載すること。ただし、動物の種類に規定する内閣府設置メーカールの場合には、動物の種類に「特定又は販売又は付帯者」と記載すること。

4 動物と動物取扱責任者については、登録番号及び登録年月日欄に動物と動物取扱責任者の氏名をそれぞれ年月日を記載すること。

5 変更後の動物取扱責任者の氏名欄には、当該氏名の欄の外に該当する小名を記載すること。同姓異名に該当する場合には、一般動物取扱責任者、農薬商品取扱動物取扱責任者又は特定又は販売又は動物取扱責任者の氏名に「氏名」を記載すること。ただし、動物の種類に規定する内閣府設置メーカールの場合には、動物の種類に「特定又は販売又は付帯者」と記載すること。ただし、動物の種類に規定する内閣府設置メーカールの場合には、動物の種類に「特定又は販売又は付帯者」と記載すること。

別記第10号様式（第10条関係）

別記第10号様式（第10条関係）

最終動物 製造所 登録変更申請届

登録番号及び登録年月日	
製造所(従業所、店舗、事務所)	所在地
動物取扱責任者	氏名
新たに製造(輸入)する品目	品目
署名	署名

上記により、最終動物 製造所 登録の変更を申請します。

年 月 日

住所【法人にあっては、主たる事務所】の所在地
氏名【法人にあっては、動物及び付帯者の氏名】

都道府県知事

(注意)

1 届出の大きさは、日本産業規格A4に準拠すること。

2 字は、黒、インク等を用い、糊書きでしっかりと書くこと。

3 新たに製造(輸入)する品目欄には、品により記載すること。

(1) 動物は、動物の種類に規定する内閣府設置メーカールの場合には、動物の種類に「特定又は販売又は付帯者」と記載すること。

(2) 動物の品目の場合には、その品を化学名(内閣府設置メーカール)に記載すること。

(3) 動物の品目の場合には、一定の名称を付して記載すること。ただし、品目(「品目」)に記載すること。

(4) 品目の品目を記載すること。ただし、品目(「品目」)に記載すること。

別記第11号様式の(1)（第11条関係）

別記第11号様式の(1)（第11条関係）

届出の種別	変更届
登録番号及び登録年月日	
製造所(従業所、店舗、事務所)	所在地
動物取扱責任者	氏名
動物取扱責任者	所在地
署名	署名

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

住所【法人にあっては、主たる事務所】の所在地
氏名【法人にあっては、動物及び付帯者の氏名】

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

(注意)

1 届出の大きさは、日本産業規格A4に準拠すること。

2 字は、黒、インク等を用い、糊書きでしっかりと書くこと。

3 動物の種類欄には、最終又は動物の種類名、輸入種、一般販売種、農薬商品取扱販売種、又は特定又は販売又は動物取扱責任者の氏名を記載すること。ただし、動物の種類に規定する内閣府設置メーカールの場合には、動物の種類に「特定又は販売又は付帯者」と記載すること。

4 品目の品目を記載すること。ただし、品目(「品目」)に記載すること。

別記第11号様式の(2)(第11条関係)

別記第11号様式の(2)(第11条関係)

製 造 業

製 造 業 の 種 別	
登録(許可)番号及び 登録(許可)年月日	
製造所(営業 所、店舗、支 店等別)	所 在 地
製 造 年 月 日	
製造の品に属し得るる品物 又は原料の品名、数量及び 製造方法等	
備 考	

上記により、製造の届出をします。

年 月 日

住所【製造人については、主たる事業所
の所在地
製造人については、名称及び代表
者の氏名

都道府県知事
指定都市の長
保健所長
特別区長

(注記)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 字は、黒、インク等を用い、横書ではっきりと書くこと。

3 関係の届出書には、関係のしくしと関係の製造業、輸入業、一般販売業、農畜産品品販
売業、製し、加工品品販売業又は特定業務研究等所を記載すること。ただし、別記第
13に掲げる内閣府関係タノールのみの製造に属する特定品品販売業においては、
その旨を備考欄に記載すること。

別記第12号様式(第11条の2関係)

別記第12号様式(第11条の2関係)

製造業(許可)製造上交付申請書

登録(許可)番号及び 登録(許可)年月日	
製造所(営業 所、店舗、支 店等別)	所 在 地
製 造 年 月 日	
製造の品に属し得るる品物 又は原料の品名、数量及び 製造方法等	
備 考	

上記により、製造業、一般販売業、輸入業、一般販売業の届出を申請します。

年 月 日

住所【製造人については、主たる事業所
の所在地
製造人については、名称及び代表
者の氏名

都道府県知事
指定都市の長
保健所長
特別区長

(注記)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 字は、黒、インク等を用い、横書ではっきりと書くこと。

3 関係の届出書には、関係のしくしと関係の製造業、輸入業、一般販売業、農畜産品品販
売業、製し、加工品品販売業又は特定業務研究等所を記載すること。ただし、別記第
13に掲げる内閣府関係タノールのみの製造に属する特定品品販売業においては、
その旨を備考欄に記載すること。

別記第13号様式(第11条の3関係)

別記第13号様式(第11条の3関係)

製造業(許可)再交付申請書

登録(許可)番号及び 登録(許可)年月日	
製造所(営業 所、店舗、支 店等別)	所 在 地
製 造 年 月 日	
製造の品に属し得るる品物 又は原料の品名、数量及び 製造方法等	
備 考	

上記により、製造業、一般販売業、輸入業、一般販売業の再交付を申請します。

年 月 日

住所【製造人については、主たる事業所
の所在地
製造人については、名称及び代表
者の氏名

都道府県知事
指定都市の長
保健所長
特別区長

(注記)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 字は、黒、インク等を用い、横書ではっきりと書くこと。

3 関係の届出書には、関係のしくしと関係の製造業、輸入業、一般販売業、農畜産品品販
売業、製し、加工品品販売業又は特定業務研究等所を記載すること。ただし、別記第
13に掲げる内閣府関係タノールのみの製造に属する特定品品販売業においては、
その旨を備考欄に記載すること。

別記第14号様式(第13条関係)

別記第14号様式(第13条関係)

製造業(許可)再交付申請書

製造業の品名	
製造業の品名及び 数量	
製 造 年 月 日	
製 造 年 月 日	
製 造 年 月 日	
製 造 年 月 日	
備 考	

上記により、製造業の再交付の届出をします。

年 月 日

住所【製造業(許可)の代表者
の住所
氏名【製造業(許可)の代表者
の氏名

保健所長 関

(注記)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 字は、黒、インク等を用い、横書ではっきりと書くこと。

3 関係の届出書には、関係のしくしと関係の製造業、輸入業、一般販売業、農畜産品品販
売業、製し、加工品品販売業又は特定業務研究等所を記載すること。ただし、別記第
13に掲げる内閣府関係タノールのみの製造に属する特定品品販売業においては、
その旨を備考欄に記載すること。

別記第18号様式（第18条関係）

上記により、毒物劇物廃棄物取扱者の選出をします。
 年 月 日
 住所 { 法人にあつては、主たる事務所の所在地
 氏名 { 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名
 都道府県知事
 保健所設置市長
 特別区区长
 (注置)
 ① 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とすること。
 ② 字は、黒、インクを用い、糊で貼つてはつきりしきること。

住所 他人にあつては、主たる事務所の所在地
氏名 他人にあつては、その本籍及び代表者の氏名

都道府県知事
保健所設置市長 順
特別区区长

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 字は、墨、インク等を用い、明確でぼつかりにくくすること。

別記第19号様式の(2)(第18条関係)

住所 法人にあつては、主たる事務所の所在地
氏名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名

都 道 府 県 知 事
保健所設置都市市長
特 別 区 区 長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とすること。
- 2 字は、墨、インク等を同じ、暗書ではつぎりと書くこと。

別表第一
(第四条の二関係)

一 アバメクチン及びこれを含有する製剤。
ただし、アバメクチン一・八％以下を含有するものを除く。

一の二〇—エチル—〇—（二—イソプロピル
キシカルボニルフェニル）—N—イソプロ
ピルチオホルアミド（別名イソフェン
ホス）及びこれを含有する製剤。ただし、
〇—エチル—〇—（二—イソプロピルキシカ
ルボニルフェニル）—N—イソプロピルチ
オホルアミド5%以下を含有するもの
を除く。

一の三〇—エチルⅡS・S—ジプロピルⅡ
ホスホロジチオアールト（別名エトプロロ
ス）及びこれを含むる製剤。ただし、〇
—エチルⅡS・S—ジプロピルⅡホスホロ
ジチオアールト五%以下を含むるものを除
く。

ニ エチルパラニトロフエニルチオノベンゼン
 ホスホネイト（別名EPN）及びこれを
 含有する製剤。ただし、エチルパラニトロ
 フエニルチオノベンゼンホスホネイト一・
 五%以下を含有するものを除く。

三及び四 削除
五 削除
六 無機シアン化合物及びこれを含有する製

剤。ただし、次に掲げるものを除く。
イ 紺青及びこれを含有する製剤
ロ フェリシアン塩及びこれを含有する製剤
ハ フェロシアン塩及びこれを含有する

七 ジエチル—S—（エチルチオエチル）—
ジチオホスフエイト及びこれを含有する製
剤。ただし、ジエチル—S—（エチルチオ
エチル）—ジチオホスフエイト5%以下を
含有するものを除く。

七の三ジエチル——（一・三ジチオシクロペンチリデン）——チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル——（一・三）ジチオシクロペンチリデン——チオホスホルアミド五%以下を含有するものを除く。

八 ジエチル—四—メチルスルフィンニルフェ
ニル—チオホスフェイト及びこれを含む有す

る製剤。ただし、ジエチル—四—メチルスルフィニルフェニル—チオホスフェイト3%以下を含有するものを除く。

二・三—ジシアノ—一・四—ジ

トラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三ージシアノ一・四ージチアアントラキノン五〇%以下を含有するものを除く。

の二—ジフエニルアセチル—・三—
インダンジオン及びこれを含有する製剤。
ただし、二—ジフエニルアセチル—・三—
インダンジオン〇・〇〇五%以下を含有
するものを除く。

二 ジメチルー（ジエチルアミド）ークロクロトニル）ーホスフェイト及びこれを含む製剤

三・一・一、—ジメチル—四・四、—ジピ
リジニウムヒドロキシド、その塩類及びこ
れらのいずれかを含有する製剤

三の二・二・二ジメチルルー・三・ベンゾジオキソルー・四・イル・N・メチルカルバマート（別名ベンダイオカルプ）及びこれを含有する製剤。ただし、二・二・二ジメチルルー・三・ベンゾジオキソルー・四・イル・N・メチルカルバマート5%以下を含有するものを除く。

六二・三・五・六—テトラフルオロ—四
—メチルベンジルⅡ(Z)—(—RS・三
RS)—三—(二クロロ—三・三—
トリフルオロ—一プロペニル)—二・二—
—ジメチルシクロプロペンカルボキシラ—
ト(別名テフルトリン)及びこれを含有す
る製剤。ただし、二・三・五・六—テトラ
フルオロ—四—メチルベンジルⅡ(Z)—
(—RS・三RS)—三—(二クロロ—
三・三・三—トリフルオロ—一プロペニ
ル)—二・二—ジメチルシクロプロペンカ
ルボキシラ—ト—五%以下を含有するも
のを除く。

六の二 ナラシン、その塩類及びこれらの

いずれかを含有する製剤。ただし、ナラシンとして一〇%以下を含有するものを除く。

十七 ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

十八 $S \cdot S$ ービス（二ーメチルプロピル） $||$ O ーエチル $||$ ホスホロジチオアート（別名カズサホス）及びこれを含有する製剤。ただし、 $S \cdot S$ ービス（二ーメチルプロピル） $||$ O ーエチル $||$ ホスホロジチオアート一〇％以下を含有するものを除く。

十八の二 ブチル $||$ 二・三ージヒドロ二・二ージメチルベンゾフランー七ーイル $||$ $N \cdot N$ 、一ージメチル $||$ $N \cdot N$ 、一ーチオジカルバマート（別名フラチオカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、ブチル $||$ 二・三ージヒドロ二・二ージメチルベンゾフランー七ーイル $||$ $N \cdot N$ 、一ージメチル $||$ $N \cdot N$ 、一ーチオジカルバマート五％以下を含有するものを除く。

十九 弗化スルフリル及びこれを含有する製剤

二十 ヘキサキス（ ω ・ ω ージメチルフエネチル）ジスタンノキサン（別名酸化フエンブタスズ）及びこれを含有する製剤

二十の二 ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾオキサチエピンオキササイド及びこれを含有する製剤

二十の三 メチル $||$ N 、 N 、一ージメチル $||$ N （メチルカルバモイル）オキシ一ーチオオキサミイデイト及びこれを含有する製剤。ただし、メチル $||$ N 、 N 、一ージメチル $||$ N （メチルカルバモイル）オキシ一ーチオオキサミイデイト一〇・八％以下を含有するものを除く。

二十の四 S ーメチル $||$ N （メチルカルバモイル）オキシ一ーチオアセトイミデイト（別名メトミル）及びこれを含有する製剤。ただし、 S ーメチル $||$ N （メチルカルバモイル）オキシ一ーチオアセトイミデイト四五％以下を含有するものを除く。

二十一 モノフルオール酢酸並びにその塩類及びこれを含有する製剤

二十二 削除

二十三 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

劇物

一 無機亜鉛塩類。ただし、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。

二 アバメクチン一・八％以下を含有する製剤

二の二 L ー二ーアミノー四（ヒドロキシ）（メチル）ホスフィノイル）ブチリル $||$ L ーアラニル $||$ L ーアラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、 L ー二ーアミノー四（ヒドロキシ）（メチル）ホスフィノイル）ブチリル $||$ L ーアラニル $||$ L ーアラニンとして一九％以下を含有するものを除く。

三 アンモニニア及びこれを含有する製剤。ただし、アンモニニア一〇％以下を含有するものを除く。

四 二ーイソプロピルオキシフェニル $||$ N ーメチルカルバマート及びこれを含有する製剤。ただし、二ーイソプロピルオキシフェニル $||$ N ーメチルカルバマート一％以下を含有するものを除く。

四の二 二ーイソプロピルフェニル $||$ N ーメチルカルバマート及びこれを含有する製剤。ただし、二ーイソプロピルフェニル $||$ N ーメチルカルバマート一・五％以下を含有するものを除く。

五 二ーイソプロピル $||$ 四ーメチルピリミジル $||$ 六ージエチルチオホスフエイト（別名ダイアジノン）及びこれを含有する製剤。ただし、二ーイソプロピル $||$ 四ーメチルピリミジル $||$ 六ージエチルチオホスフエイト五％（マイクロカプセル製剤にあつては、二五％）以下を含有するものを除く。

五の二 削除

五の三 一・一、一ーイミノジ（オクタメチレン）ジグアニジン（別名イミノクタジン）、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

イ一・一、一ーイミノジ（オクタメチレン）ジグアニジンとして三・五％以下を含有する製剤（ロに該当するものを除く。）

ロ一・一、一ーイミノジ（オクタメチレン）ジグアニジンアルキルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤

五の四 O ーエチル $||$ O ー（二ーイソプロピル）カルボニルフェニル $||$ N ーイソプロピルチオホスホルアミド（別名イソフエンホス）五％以下を含有する製剤

六 削除

六の二 エチル $||$ 二ージエトキシチオホスホリルオキシ $||$ 五ーメチルピラゾロ（一・五 $||$ a）ピリミジン $||$ 六ーカルボキシラート（別名ピラゾホス）及びこれを含有する製剤

七 削除

七の二 エチルジフェニルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、エチルジフェニルジチオホスフエイト二％以下を含有するものを除く。

七の三 O ーエチル $||$ $S \cdot S$ ージプロピル $||$ ホスホロジチオアート（別名エトプロホス）五％以下を含有する製剤。ただし、 O ーエチル $||$ $S \cdot S$ ージプロピル $||$ ホスホロジチオアート三％以下を含有する徐放性製剤を除く。

七の四 二ーエチル $||$ 三・七ージメチル $||$ 六ー（四ー（トリフルオロメトキシ）フェノキシ） $||$ 四ーキノリル $||$ メチル $||$ カルボナート及びこれを含有する製剤

七の五 二ーエチルチオメチルフェニル $||$ N ーメチルカルバマート（別名エチオフェンカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、二ーエチルチオメチルフェニル $||$ N ーメチルカルバマート二％以下を含有するものを除く。

八 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）一・五％以下を含有する製剤

八の二 O ーエチル $||$ S ープロピル $||$ （二E） $||$ 二（シアノイミノ） $||$ 三ーエチルイミダゾリジン $||$ ーイル）ホスホノチオアート（別名イミシアホス）及びこれを含有する製剤。ただし、 O ーエチル $||$ S ープロピル $||$ （二E） $||$ 二（シアノイミノ） $||$ 三ーエチルイミダゾリジン $||$ ーイル）ホスホノチオアート一・五％以下を含有するものを除く。

八の三 エチル $||$ （Z） $||$ 三（ N ーベンジル $||$ N （メチル） $||$ 一ーメチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ（チオ）アミノ）プロピオナート及びこれを含有する製剤

八の四 O ーエチル $||$ O ー四ーメチルチオフェニル $||$ S ープロピルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、 O ーエチル $||$ O ー四ーメチルチオフェニル $||$ S ー

プロピルジチオホスフエイト三％以下を含有するものを除く。

八の五 O ーエチル $||$ S ー一ーメチルプロピル $||$ （二ーオキソ $||$ 三ーチアゾリジン $||$ ）ホスホノチオアート（別名ホスチアゼイト）及びこれを含有する製剤。ただし、 O ーエチル $||$ S ー一ーメチルプロピル $||$ （二ーオキソ $||$ 三ーチアゾリジン $||$ ）ホスホノチオアート一・五％以下を含有するものを除く。

九 エチレンクロルヒドリン及びこれを含有する製剤

九の二 エマメクチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、エマメクチンとして二％以下を含有するものを除く。

十 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。

十の二（一R・二S・三R・四S） $||$ 七ーオキサビシクロ（二・二・一） $||$ ヘプタン $||$ 二・三ージカルボン酸（別名エンドタール）、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、（一R・二S・三R・四S） $||$ 七ーオキサビシクロ（二・二・二） $||$ ヘプタン $||$ 二・三ージカルボン酸として一・五％以下を含有するものを除く。

十の三 二ークロルエチルトリメチルアンモニウム塩類及びこれを含有する製剤

十の四及び十の五 削除

十の六 二ークロル $||$ 一（二・四ージクロルフェニル） $||$ ピニルジメチルホスフエイト及びこれを含有する製剤

十一 クロルピクリン及びこれを含有する製剤

十一の二 四ークロロ $||$ 三ーエチル $||$ 一ーメチル $||$ N （四ー（パラトリオキシ）ベンジル）ピラゾール $||$ 五ーカルボキサミド及びこれを含有する製剤

十一の三 五ークロロ $||$ N （二ー（四ー（一ーエトキシエチル） $||$ 二・三ージメチルフェノキシ）エチル） $||$ 六ーエチルピリミジン $||$ 四ーアミン（別名ピリミジフェン）及びこれを含有する製剤。ただし、五ークロロ $||$ N （二ー（四ー（二ーエトキシエチル） $||$ 二・三ージメチルフェノキシ

「シ」エチル」―六―エチルピリミジン―四―アミン四％以下を含有するものを除く。
十一の四 トランス―N―（六―クロロ―三―ピリジルメチル）―N、―シアノ―N―メチルアセトアミジン（別名アセタミプリド）及びこれを含有する製剤。ただし、トランス―N―（六―クロロ―三―ピリジルメチル）―N、―シアノ―N―メチルアセトアミジン二％以下を含有するものを除く。

十一の五 一―（六―クロロ―三―ピリジルメチル）―N―ニトロイミダゾリジン―ニ―イリデンシアミン（別名イミダクロプリド）及びこれを含有する製剤。ただし、一―（六―クロロ―三―ピリジルメチル）―N―ニトロイミダゾリジン―ニ―イリデンアミン二％（マイクロカプセル製剤にあつては、一二％）以下を含有するものを除く。

十一の六 三―（六―クロロピリジン―三―イルメチル）―一・三―チアゾリジン―ニ―イリデンシアナミド（別名チアクロプリド）及びこれを含有する製剤。ただし、三―（六―クロロピリジン―三―イルメチル）―一・三―チアゾリジン―ニ―イリデンシアナミド三％以下を含有するものを除く。

十一の七 (RS)―(O)―（四―クロロフエニル）ピラゾール―四―イル〓O―エチル〓S―プロピル〓ホスホロチオアール（別名ピラクロホス）及びこれを含有する製剤。ただし、(RS)―(O)―（四―クロロフエニル）ピラゾール―四―イル〓O―エチル〓S―プロピル〓ホスホロチオアール）六％以下を含有するものを除く。

十一の八 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇％以下を含有するものを除く。

十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 五―アミノ―（二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチルフエニル）―四―エチルスルフィニル―H―ピラゾール―三―カルボニトリル（別名エチプロール）及びこれを含有する製剤

(2) 五―アミノ―（二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチルフエニル）―三―シアノ―四―トリフルオロメチルスルフィニルピラゾール（別名フィプロニル）一％（マイクロカプセル製剤にあつては、五％）以下を含有する製剤

(3) 四―アルキル安息香酸シアノフエニル及びこれを含有する製剤

(4) 四―アルキル―四―シアノ―パラ―テルフエニル及びこれを含有する製剤

(5) 四―アルキル―四―シアノ―ビフエニル及びこれを含有する製剤

(6) 四―アルキル―四―シアノフエニルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤

(7) 五―アルキル―ニ―（四―シアノフエニル）ピリミジン及びこれを含有する製剤

(8) 四―アルキルシクロヘキシル―四、―シアノ―ビフエニル及びこれを含有する製剤

(9) 五―（四―アルキルフエニル）―ニ―（四―シアノフエニル）ピリミジン及びこれを含有する製剤

(10) 四―アルコキシ―四、―シアノ―ビフエニル及びこれを含有する製剤

(11) 四―イソプロピルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(12) 四―（トランス―四―（トランス―四―エチルシクロヘキシル）シクロヘキシル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(13) 四―（五―（トランス―四―エチルシクロヘキシル）―ニ―ピリミジニル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(14) 四―（トランス―四―エチルシクロヘキシル）―ニ―フルオロベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(15) トランス―四、―エチル―トランス―一・一、―ビシクロヘキサン―四―カルボニトリル及びこれを含有する製剤

(16) 四、―（二―（エトキシ）エトキシ）―四―ビフエニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤

(17) 四―（トランス―四―（エトキシメチル）シクロヘキシル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(18) 三―（オクタデセニルオキシ）プロピオニトリル及びこれを含有する製剤

(19) オレオニトリル及びこれを含有する製剤

(20) カプリニトリル及びこれを含有する製剤

(21) カプリロニトリル及びこれを含有する製剤

(22) ニ―（四―クロロ―六―エチルアミノ―S―トリアジン―ニ―イルアミノ）―二―メチル―プロピオニトリル五〇％以下を含有する製剤

(23) 四―クロロ―ニ―シアノ―N・N―ジメチル―五―パラ―トリルイミダゾール―一―スルホンアミド及びこれを含有する製剤

(24) 三―クロロ―四―シアノフエニル〓四―エチルベンゾアールト及びこれを含有する製剤

(25) 三―クロロ―四―シアノフエニル〓四―プロピルベンゾアールト及びこれを含有する製剤

(26) 一―（三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ「一・五―a」ピリジン―ニ―イル）―五―「メチル（プロ―ニ―イン―一―イル）アミノ」―一―H―ピラゾール―四―カルボニトリル（別名ピラクロニル）及びこれを含有する製剤

(27) 一―（三―クロロ―ニ―ピリジル）―四、―シアノ―ニ―メチル―六、―（メチルカルボメチル）―三―「五―（トリフルオロメチル）―二―H―一・二・三・四―テトラゾール―ニ―イル」メチル）―H―ピラゾール―五―カルボキサニリド及びこれを含有する製剤

(28) 二―（四―クロロフエニル）―二―（H―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル）ヘキサンニトリル（別名

ミクロブタニル）及びこれを含有する製剤

(29) (RS)―四―（四―クロロフエニル）―ニ―フエニル―ニ―（H―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル）ブチロニトリル及びこれを含有する製剤

(30) 高分子化合物

(31) シアノアクリル酸エステル及びこれを含有する製剤

(32) N―（ニ―シアノエチル）―一・三―ビス（アミノメチル）ベンゼン、N・N・―ジ（ニ―シアノエチル）―一・三―ビス（アミノメチル）ベンゼン及びN・N・N・―トリ（ニ―シアノエチル）―一・三―ビス（アミノメチル）ベンゼンの混合物並びにこれを含有する製剤

(33) (RS)―ニ―シアノ―N―(R)―一―（二・四―ジクロロフエニル）エチル―一・三―ジメチルブチラミド（別名ジクロシメツト）及びこれを含有する製剤

(34) ニ―シアノ―三・三―ジフエニルプロパ―ニ―エン酸―二―エチルヘキシルエステル及びこれを含有する製剤

(35) N―（ニ―シアノ―一・ニ―ジメチルプロピル）―二―（二・四―ジクロロフエノキシ）プロピオンアミド及びこれを含有する製剤

(36) N―(RS)―シアノ（チオフエニル―ニ―イル）メチル〕―四―エチル―ニ―（エチルアミノ）―一・三―チアゾール―五―カルボキサミド（別名エタボキサム）及びこれを含有する製剤

(37) 四、―シアノ―四―ビフエニル〓トランス―四―エチル―一―シクロヘキサニカルボキシラート及びこれを含有する製剤

(38) 四、―シアノ―四―ビフエニル〓トランス―四―（トランス―四―プロピルシクロヘキシル）―一―シクロヘキサニカルボキシラート及びこれを含有する製剤

(47) (S) — 四—シアノフェニルⅡ四—
 (二—メチルブトキシ) ベンゾアート及び
 これを含有する製剤

(48) (RS) — シアノ—(三—フェノキシ
 フエニル)メチルⅡ二・二・三—テ
 トラメチルシクロプロパンカルボキシラ
 ート(別名フエンプロパトリン)一%以
 下を含有する製剤

(49) (RS) — シアノ—三—フェノキシ
 シベンジルⅡN—(二—クロロ—
 二—パラトリフルオロ—パラトリル) —
 D—バリナート(別名フルバリネート)
 五%以下を含有する製剤

(50) 二—シアノ—三—フェノキシベンジル
 Ⅱ二・二—ジクロロ—(四—エトキシ
 シフェニル) — シクロプロパンカル
 ボキシラート(別名シクロプロトリン)
 及びこれを含有する製剤

(51) (S) — 二—シアノ—三—フェノキシ
 ベンジルⅡ(一R・三S) — 三—(二・
 ニ—ジクロロビニル) — 二—ジメチ
 ルシクロプロパン—カルボキシラートと
 (R) — 二—シアノ—三—フェノキシベ
 ンジルⅡ(一S・三S) — 三—(二・二・
 ニ—ジクロロビニル) — 二・二—ジメチル
 シクロプロパン—カルボキシラートとの
 等量混合物〇・八八%以下を含有する
 製剤

(52) (S) — 二—シアノ—三—フェノキシ
 ベンジルⅡ(二R・三S) — 二・二—ジ
 メチル—三—(一・二・二・二—テトラ
 プロモエチル)シクロプロパンカルボキ
 シラート(別名トラロメトリン)〇・
 九%以下を含有する製剤

(53) (S) — 二—シアノ—三—フェノキシ
 ベンジルⅡ(Z) — (一R・三S) —
 二・二—ジメチル—三—(二—(二・
 二・二—トリフルオロ—トリフルオ

(55) ペンジルⅡ (一R・三R) —二・二—ジメチル—三— (二メチル—一プロペニル) —一—シクロプロパンカルボキシラートと (R) — α —シアノ—三—フエノキシペンジルⅡ (一R・三R) —二・二—ジメチル—三— (二メチル—一プロペニル) —一—シクロプロパンカルボキシラートとの混合物 (S) — α —シアノ—三—フエノキシペンジルⅡ (一R・三R) —二・二—ジメチル—三— (二メチル—一プロペニル) —一—シクロプロパンカルボキシラート九—一%以上九九%以下を含有し、かつ、(R) — α —シアノ—三—フエノキシペンジルⅡ (一R・三R) —二・二—ジメチル—三— (二メチル—一プロペニル) —一—シクロプロパンカルボキシラート—一%以上九%以下を含有するものに限る。) —〇%以下を含有するマイクロカプセル製剤

(56) (RS) — α —シアノ—三—フエノキシペンジルⅡ (一R・三R) —二・二—ジメチル—三— (二メチル—一プロペニル) —一—シクロプロパンカルボキシラート八%以下を含有する製剤

(57) (RS) — α —シアノ—三—フエノキシペンジルⅡ (一R・三S) —二・二—ジメチル—三— (二メチル—一プロペニル) —一—シクロプロパンカルボキシラート二%以下を含有する製剤

(58) 四—シアノ—三—フルオロフエニルⅡ 四—(トランス—四—エチルシクロヘキシル) ペンゾアート及びこれを含有する製剤

(59) 四—シアノ—三—フルオロフエニルⅡ 四—エチルペンゾアート及びこれを含有する製剤

(60) 四—シアノ—三—フルオロフエニルⅡ 四—(エトキシメチル) ペンゾアート及びこれを含有する製剤

(61) 四—シアノ—三—フルオロフエニルⅡ 四—(トランス—四—ブチルシクロヘキ

(73) トキシイミノアセチル) — 三—エチルウ
 (72) ロメチル) ニコチンアミド (別名フロニ
 カミド) 及びこれを含有する製剤
 トランス— (二—シアノ—二—メ
 (71) ノキシベンジル) 三— (二・二—ジクロ
 ロビニル) — 二・二—ジメチルシクロブ
 ロパンカルボキシラート〇・五%以下を
 含有する製剤
 N—シアノメチル—四— (トリフルオ
 (70) ロベンチルベンゾアート及びこれを含
 有する製剤
 四—シアノ—三—フルオロフエニル
 (69) 四— (ペンチルオキシメチル) ベンゾア
 ート及びこれを含有する製剤
 四—シアノ—三—フルオロフエニル
 (68) 四— (トランス—四—ペンチルシクロヘ
 キシル) ベンゾアート及びこれを含有す
 る製剤
 四—シアノ—三—フルオロフエニル
 (67) 四—ヘプチルベンゾアート及びこれを含
 有する製剤
 四—シアノ—三—フルオロフエニル
 (66) 四— (プロボキシメチル) ベンゾア
 ート及びこれを含有する製剤
 四—シアノ—三—フルオロフエニル
 (65) 四—プロピルベンゾアート及びこれを含
 有する製剤
 四—シアノ—三—フルオロフエニル
 (64) 四— (トランス—四—プロピルシクロヘ
 キシル) ベンゾアート及びこれを含有す
 る製剤
 四—シアノ—三—フルオロフエニル
 (63) 四— (ブトキシメチル) ベンゾアート及
 びこれを含有する製剤
 四—シアノ—三—フルオロフエニル
 (62) 四—シアノ—三—フルオロフエニル
 四—ブチルベンゾアート及びこれを含有
 する製剤
 シル) ベンゾアート及びこれを含有する
 製剤

レア(別名シモキサニル)及びこれを含む製剤

(74) 一・四ージアミノ二・三ージシアノアントラキノン及びこれを含有する製剤

(75) O・Oージエチル―O―(エーシアノベンジリデンアミノ)チオホスフェイト(別名ホキシム)及びこれを含有する製剤

(76) 三・三―(二・四ージオキソピロロ「三・四」c)ピロール―三・六ージイル)ジベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(77) ニーシクロヘキシリデン―ニーフエニルアセトニトリル及びこれを含有する製剤

(78) 二・六ージクロルシアンベンゼン及びこれを含有する製剤

(79) 三・四ージクロローニ―シアノ一・二チアゾール―五―カルボキサニリド(別名イソチアニル)及びこれを含有する製剤

(80) ジシアンジアミド及びこれを含有する製剤

(81) 二・六ージフルオロー四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(82) 四―「二・三―(ジフルオロメチレンジオキシ)フェニル」ピロール―三―カルボニトリル(別名フルジオキソニル)及びこれを含有する製剤

(83) 三・七ージメチル―二・六―オクタジエンニトリル及びこれを含有する製剤

(84) 三・七ージメチル―六―オクテンニトリル及びこれを含有する製剤

(85) 三・七ージメチル―二・六―ノナジエンニトリル及びこれを含有する製剤

(86) 三・七ージメチル―三・六―ノナジエンニトリル及びこれを含有する製剤

(87) 四・八―ジメチル―七―ネンニトリル及びこれを含有する製剤

(88) ジメチルパラシアンフェニル―チオホスフェイト及びこれを含有する製剤

(89) N―(R・R―ジメチルベンジル)―ニ―シアノ―ニ―フェニルアセトアミド及びこれを含有する製剤

(90) 四・四―ジメトキシブタンニトリル及びこれを含有する製剤

(91) 三・五―ジヨード―四―オクタノイルオキシベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(92) ステアロニトリル及びこれを含有する製剤

(93) 染料

(94) テトラクロル―メタジシアンベンゼン及びこれを含有する製剤

(95) トリチオシクロヘプタジェン―三・四・六―七―テトラニトリル―五％以下を含有する燐蒸剤

(96) ニートリデセンニトリルとニートリデセンニトリルとの混合物(ニートリデセンニトリル八〇％以上八四％以下を含有し、かつ、ニートリデセンニトリル一五％以上一九％以下を含有するものに限る。)及びこれを含有する製剤

(97) 二・二・三―トリメチル―三―シクロペンテンアセトニトリル―一〇％以下を含有する製剤

(98) パラジシアンベンゼン及びこれを含有する製剤

(99) パルミトニトリル及びこれを含有する製剤

(100) 一・二―ビス(N―シアノメチル―N・N―ジメチルアンモニウム)エタンジクロリド及びこれを含有する製剤

(101) ニーヒドロキシ―五―ピリジンカルボニトリル及びこれを含有する製剤

(102) 四―(トランス―四―ビニルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(103) 三ーピリジンカルボニトリル及びこれを含有する製剤

(104) ブチルⅡ(R)―ニ―「四―(四―シアノ―ニ―フルオロフェノキシ)フェノ

キシ」プロピオナート(別名シハロホツブチル)及びこれを含有する製剤

(105) トランス―四―(五―ブチル―一・三―ジオキサニル―ニ―イル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(106) 四―(トランス―四―(トランス―四―ブチルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(107) 四―ブチル―二・六―ジフルオロ安息香酸四―シアノ―三―フルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤

(108) (E)―ニ―(四―ターシヤリ―ブチルフェニル)―ニ―シアノ―一―(一・三・四―トリメチルピラゾール―五―イル)ビニル―二・二―ジメチルプロピオナート(別名シエノビラフェン)及びこれを含有する製剤

(109) トランス―四―ブチル―トランス―四―ヘプチル―トランス―一・一―ビシクロヘキサニル―四―カルボニトリル及びこれを含有する製剤

(110) 四―「トランス―四―(三―ブテニル)シクロヘキシル」―四―ビフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤

(111) 四―(トランス―四―(三―ブテニル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(112) ニーフルオロー四―(トランス―四―(トランス―四―エチルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(113) (Z)―ニ―「ニ―フルオロー五―(トリフルオロメチル)フェニルチオ」―ニ―「三―(二―メトキシフェニル)―一・三―チアゾリジン―ニ―イル」アセトニトリル(別名フルチアニル)及びこれを含有する製剤

(114) 一―フルオロー四―(トランス―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(115) 二―フルオロー四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(116) 三、―フルオロー四、―プロピル―四―パラ―テルフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤

(117) ニーフルオロー四―(トランス―四―ペンチルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(118) 二―フルオロー四―「トランス―四―(三―メトキシプロピル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(119) トランス―四―(五―プロピル―一・三―ジオキサニル―ニ―イル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(120) 四―(トランス―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(121) 四―「二―(トランス―四、―プロピル―トランス―一・一、―ビシクロヘキサニル―四―イル)エチル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(122) 四―(トランス―四―(二―プロペニル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(123) 三ープロモ―一―(三ークロロピリジニ―ニ―イル)―N―「四―シアノ―ニ―メチル―六―(メチルカルバモイル)フェニル」―一―H―ピラゾール―五―カルボキサミド(別名シアントラニリプロール)及びこれを含有する製剤

(124) 四ープロモ―二―(四ークロロフェニル)―一―エトキシメチル―五―トリフルオロメチルピロール―三―カルボニトリル(別名クロルフエナピル)〇・六％以下を含有する製剤

(125) 二ープロモ―二―(プロモメチル)グルタロニトリル及びこれを含有する製剤

(126) 三―(シス―三―ヘキセニロキシ)プロパンニトリル及びこれを含有する製剤

(127) 四―「五―(トランス―四―ヘプチルシクロヘキシル)―ニ―ピリミジニル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(128)	ペンタクロルマンデル酸ニトリル及びこれを含有する製剤
(129)	トランスー四―(五―ペンチルー・三―ジオキサニ―ニール) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(130)	四―(トランスー四―(トランスー四―ペンチルシクロヘキシル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(131)	四―(五―(トランスー四―ペンチルシクロヘキシル) ―ニ―ピリミジニル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(132)	四―ペンチルー二・六―ジフルオロ安息香酸四―シアノ―三―フルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
(133)	四―(「E」―ニ―ペンテニル) 安息香酸四―シアノ―三・五―ジフルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
(134)	四―(トランスー四―(四―ペンテニル) シクロヘキシル) ―四―ビフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
(135)	四―(トランスー四―(ニ―ペンテニル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(136)	四―(トランスー四―(三―ペンテニル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(137)	四―(トランスー四―(四―ペンテニル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(138)	ミリストニトリル及びこれを含有する製剤
(139)	メタジシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
(140)	メチルⅡ(E) ―ニ―「六―(二―シアノフェノキシ) ピリミジン―四―イルオキシ」フェニル―三―メトキシアクリレート八〇%以下を含有する製剤
(141)	三―メチルーニ―ノネニトリル及びこれを含有する製剤

(142)	三―メチルー三―ノネニトリル及びこれを含有する製剤
(143)	ニ―メトキシエチルⅡ(RS) ―ニ―(四―ト―ブチルフェニル) ―ニ―シアノ―三―オキソ―三―(ニ―トリフルオロメチルフェニル) プロパノアート(別名シフルメトフェン) 及びこれを含有する製剤
(144)	四―(トランスー四―(メトキシプロピル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(145)	四―(トランスー四―(メトキシメチル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(146)	ラウロニトリル及びこれを含有する製剤
十二	シアン酸ナトリウム
十三	削除
十三の二	ニ―ジエチルアミノ―六―メチルピリミジル―四―ジエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
十四	ジエチル―S―(エチルチオエチル)―ジチオホスフェイト五%以下を含有する製剤
十四の二	ジエチル―S―(ニ―オキソ―六―クロルベンゾオキサゾロメチル)―ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―S―(ニ―オキソ―六―クロルベンゾオキサゾロメチル)―ジチオホスフェイト二・二%以下を含有するものを除く。
十四の三	O・Q、―ジエチルⅡO、―(ニ―キノキサリニル)―チオホスファート(別名キナルホス) 及びこれを含有する製剤
十五	ジエチル―四―クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
十五の二	削除
十五の三	ジエチルー―(二・・四―ジクロルフェニル)―ニ―クロルピニルホスフェイト及びこれを含有する製剤
十六	ジエチルー―(二・四―ジクロルフェニル)―チオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチルー―(二・四―ジ

クロルフェニル)―チオホスフェイト三%以下を含有するものを除く。	
十七	削除
十七の二	ジエチルー(一・三―ジチオシクロペンチリデン)―チオホスホルアミド五%以下を含有する製剤
十七の三	ジエチルー三・五・六―トリクロル―ニ―ピリジルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチルー三・五・六―トリクロル―ニ―ピリジルチオホスフェイト一%(マイクロカプセル製剤にあつては、二五%) 以下を含有するものを除く。
十七の四	ジエチルー(五―フェニル―三―イソキサゾリル)―チオホスフェイト二%以下を含有するものを除く。
十七の五	削除
十七の六	ジエチルー四―メチルスルフィニルフェニルチオホスフェイト三%以下を含有する製剤
十七の七	削除
十七の八	一・三―ジカルバモイルチオ―ニ―(N・N―ジメチルアミノ)―プロパン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、一・三―ジカルバモイルチオ―ニ―(N・N―ジメチルアミノ)―プロパンとして二%以下を含有するものを除く。
十八	削除
十八の二	ジ―(ニ―クロルイソプロピル)エーテル及びこれを含有する製剤
十九	ジクロルブチン及びこれを含有する製剤
十九の二	二・・四―ジクロロ―r・r・r・r・r・r・トリフルオロ―四―ニトロメタトルエンスルホンアニリド(別名フルスルファミド) 及びこれを含有する製剤。ただし、二・・四―ジクロロ―r・r・r・r・r・r・トリフルオロ―四―ニトロメタトルエンスルホンアニリド〇・三%以下を含有するものを除く。
二十一	一・三―ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤
二十一から二十四まで	削除

二十四の二	ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート(別名ジノカプ) 及びこれを含有する製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート〇・二%以下を含有するものを除く。
二十四の三	二・三―ジヒドロ―二・ニ―ジメチルー七―ベンゾ(「b」)フラニル―N―ジブチルアミノチオ―N―メチルカルバマート(別名カルボスルファン) 及びこれを含有する製剤
二十五	二・ニ―ジビリジリウム―一・一―エチレンジプロミド及びこれを含有する製剤
二十五の二	ニ―ジフェニルアセチルー・三―インダンジオン〇・〇五%以下を含有する製剤
二十五の三	三―(ジフルオロメチル)―一―メチルーN―「(三R)―一・一・三―トリメチルー二・三―ジヒドロ―H―インデン―四―イル)―H―ピラゾール―四―カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、三―(ジフルオロメチル)―一―メチルーN―「(三R)―一・一・三―トリメチルー二・三―ジヒドロ―H―インデン―四―イル)―H―ピラゾール―四―カルボキサミド三%以下を含有するものを除く。
二十五の四	ジプロピル―四―メチルチオフェニルホスフェイト及びこれを含有する製剤
二十六から二十八まで	削除
二十八の二	ニ―ジメチルアミノ―五・六―ジメチルピリミジル―四―N・N―ジメチルカルバメート及びこれを含有する製剤
二十八の三	五―ジメチルアミノ―一・二・三―トリチアン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、五―ジメチルアミノ―一・二・三―トリチアンとして三%以下を含有するものを除く。
二十九	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
三十	ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフェイト(別名チオメトン) 及びこれを含有する製剤

三十一 ジメチル―二―ジクロルビニル
ホスフェイト（別名DDVP）及びこれを
含有する製剤

三十二 ジメチルジチオホスホリルフェニル
酢酸エチル及びこれを含有する製剤。た
だし、ジメチルジチオホスホリルフェニル酢
酸エチル三％以下を含有するものを除く。

三十三 ジメチルジチオホスホリル
―S―メチル―五―メトキシ―一・三・四
―チアジアゾリン―二―オン及びこれを含
有する製剤

三十四 ジメチル―二・二―ジメチル―二・三―ジ
ヒドロ―一―ベンゾフラン―七―イルⅡN
―（N―）―二―エトキシカルボニルエチ
ル―N―イソプロピルスルフェナモイ
ル―N―メチルカルバマート（別名ベン
フラカルブ）及びこれを含有する製剤。た
だし、二・二―ジメチル―二・三―ジヒド
ロ―一―ベンゾフラン―七―イルⅡN
―（N―）―二―エトキシカルボニルエチル
―N―イソプロピルスルフェナモイ
ル―N―メチルカルバマート六％以下を含有す
るものを除く。

三十三 ジメチルジブロムジクロルエチルホ
スフェイト及びこれを含有する製剤

三十三の二及び三十三の三 削除

三十三の四 三・五―ジメチルフェニル―N
―メチルカルバマート及びこれを含有する
製剤。ただし、三・五―ジメチルフェニル
―N―メチルカルバマート三％以下を含有
するものを除く。

三十四 ジメチルフタリルイミドメチルジチ
オホスフェイト及びこれを含有する製剤

三十四の二 二・二―ジメチル―一・三―ペ
ンゾジオキソール―四―イル―N―メチル
カルバマート（別名ベンダイオカルブ）
五％以下を含有する製剤

三十五 ジメチルメチルカルバミルエチルチ
オエチルチオホスフェイト及びこれを含有
する製剤

三十六 ジメチル―（N―メチルカルバミル
メチル）―ジチオホスフェイト（別名ジメ
トエイト）及びこれを含有する製剤

三十六の二 O・O―ジメチル―O―（三―
メチル―四―メチルスルフィニルフェニ
ル）―チオホスフェイト及びこれを含有す
る製剤

三十七 ジメチル―四―メチルメルカプト―
三―メチルフェニルチオホスフェイト及び
これを含有する製剤。ただし、ジメチル―
四―メチルメルカプト―三―メチルフェニ
ルチオホスフェイト二％以下を含有するも
のを除く。

三十七の二 三―（ジメトキシホスフィニル
オキシ）―N―メチル―シス―クロトナミ
ド及びこれを含有する製剤

三十八から四十一まで 削除

四十一の二 二―チオ―三・五―ジメチルテ
トラヒドロ―一・三・五―チアジアジン及
びこれを含有する製剤

四十二 削除

四十三 テトラエチルメチレンビスジチオホ
スフェイト及びこれを含有する製剤

四十三の二 削除

四十三の三（S）―二・三・五・六―テト
ラヒドロ―六―フェニルイミダゾ（二・一
―b）チアゾール、その塩類及びこれらの
いづれかを含有する製剤。ただし、（S）
―二・三・五・六―テトラヒドロ―六―フ
エニルイミダゾ（二・一―b）チアゾール
として六・八％以下を含有するものを除
く。

四十三の四 二・三・五・六―テトラフルオ
ロ―四―メチルベンジルⅡ（Z）―（一―R
S・三RS）―三―（二―クロロ―三・
三・三トリフルオロ―一―プロペニル）
―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボ
キシレート（別名テフルトリン）一・五％
以下を含有する製剤

四十三の五 三・七・九・一―テトラメチ
ル―五・一―ジオキサ―二・八・一―四―
トリチア―四・七・九・一―テトラアザ
ペンタデカ―三・一―二―ジエン―六・一〇
―ジオン（別名チオジカルブ）及びこれを
含有する製剤

四十三の六 二・四・六・八―テトラメチル
―一・三・五・七―テトラオキソカン（別
名メタアルデヒド）及びこれを含有する製
剤。ただし、二・四・六・八―テトラメチ
ル―一・三・五・七―テトラオキソカン―
〇％以下を含有するものを除く。

四十四 無機銅塩類。ただし、雷銅を除く。

四十五 削除

四十六 トリクロルヒドロキシエチルジメチ
ルホスホネイト及びこれを含有する製剤。

ただし、トリクロルヒドロキシエチルジメ
チルホスホネイト一〇％以下を含有するも
のを除く。

四十六の二 ナラシン又はその塩類のいづれ
かを含有する製剤であつて、ナラシンとし
て一〇％以下を含有するもの。ただし、ナ
ラシンとして一％以下を含有し、かつ、飛
散を防止するための加工をしたものを除
く。

四十七 S・S―ビス（一―メチルプロピ
ル）ⅡO―エチルⅡホスホロジチオアート
（別名カズサホス）一〇％以下を含有する
製剤。ただし、S・S―ビス（一―メチル
プロピル）ⅡO―エチルⅡホスホロジチオ
アート三％以下を含有する徐放性製剤を除
く。

四十八及び四十八の二 削除

四十八の三 二―ヒドロキシ―四―メチルチ
オ酪酸及びこれを含有する製剤。ただし、
二―ヒドロキシ―四―メチルチオ酪酸〇・
五％以下を含有するものを除く。

四十九 削除

四十九の二 二―（フェニルパラクロルフェ
ニルアセチル）―一・三―インダンジオン
及びこれを含有する製剤。ただし、二―
（フェニルパラクロルフェニルアセチル）
―一・三―インダンジオン〇・〇二五％以
下を含有するものを除く。

四十九の三 一―t―ブチル―三―（二・六
―イソプロピル―四―フエノキシフェニ
ル）チオウレア（別名ジアフエンチウロ
ン）及びこれを含有する製剤

四十九の四 ブチル―二・三―ジヒドロ―
二・二―ジメチルベンゾフラン―七―イル
ⅡN・N、―ジメチル―N・N、―チオジ
カルバマート（別名フラチオカルブ）五％
以下を含有する製剤

四十九の五 t―ブチルⅡ（E）―四―
（二・三―ジメチル―五―フエノキシ―四
―ピラゾリルメチレンアミノオキシメチ
ル）ベンゾアート及びこれを含有する製
剤。ただし、t―ブチルⅡ（E）―四―
（二・三―ジメチル―五―フエノキシ―四
―ピラゾリルメチレンアミノオキシメチ
ル）ベンゾアート五％以下を含有するもの
を除く。

四十九の六 二―t―ブチル―五―（四―t
―ブチルベンジルチオ）―四―クロロピリ

ダジン―三（二H）―オン及びこれを含有
する製剤

四十九の七 削除

四十九の八 N―（四―t―ブチルベンジ
ル）―四―クロロ―三―エチル―一―メチ
ルピラゾール―五―カルボキサミド（別名
テブフェンピラド）及びこれを含有する
製剤

五十 ブラストサイジンS、その塩類及びこ
れらのいづれかを含有する製剤

五十一 プロムメチル及びこれを含有する
製剤

五十一の二 二―（四―プロモジフルオロメ
トキシフェニル）―二―メチルプロピルⅡ
三―フエノキシベンジルⅡエーテル（別名
ハルフェンプロックス）及びこれを含有す
る製剤。ただし、二―（四―プロモジフル
オロメトキシフェニル）―二―メチルプロ
ピルⅡ三―フエノキシベンジルⅡエーテル
五％以下を含有する徐放性製剤を除く。

五十二 二―メチリデンブタン二酸（別名メ
チレンコハク酸）及びこれを含有する製剤

五十三から五十八の三まで 削除

五十八の四 メチルイソチオシアネート及び
これを含有する製剤

五十九 メチルⅡN―（二―（四―クロ
クロフェニル）―一―ヒ―ピラゾール―三―
イルオキシメチル）フェニル（N―メト
キシ）カルバマート（別名ピラクロストロ
ビン）及びこれを含有する製剤。ただし、
メチルⅡN―（二―（四―クロロフ
エニル）―一―ヒ―ピラゾール―三―イルオ
キシメチル）フェニル（N―メトキシ）
カルバマート六・八％以下を含有するもの
を除く。

五十九の二から五十九の五まで 削除

五十九の六 メチルⅡN、N、―ジメチル
―N―（メチルカルバモイル）オキシ―
一―チオオキサマイミデート〇・八％以
下を含有する製剤

五十九の七 S―（四―メチルスルホニルオ
キシフェニル）―N―メチルチオカルバマ
ート及びこれを含有する製剤

五十九の八 五―メチル―一・二・四―トリ
アゾロ（三・四―b）ベンゾチアゾール
（別名トリシクラゾール）及びこれを含有
する製剤。ただし、五―メチル―一・二・

四―トリアゾロ〔三・四―b〕ベンゾチア
ゾール八％以下を含有するものを除く。
六十 N―メチル―ナフチルカルバメー
ト及びこれを含有する製剤。ただし、N―
メチル―ナフチルカルバメート五％以
下を含有するものを除く。

六十の二 削除

六十の三 二―メチルピフェニル―三―イ
ルメチルⅡ（一RS・二RS）―二―（Z）
―（二クロロ―三・三・三―トリフル
ロー―プロペニル）―三・三―ジメチル
シクロプロパンカルボキシラート及びこれ
を含有する製剤。ただし、二―メチルピフ
エニル―三―イルメチルⅡ（一RS・二R
S）―二―（Z）―（二クロロ―三・
三・三―トリフルロー―プロペニル）
―三・三―ジメチルシクロプロパンカルボ
キシラート二％以下を含有するものを除
く。

六十の四 削除

六十の五 S―（二―メチル―一―ピペリジ
ル―カルボニルメチル）ジプロピルジチオ
ホスフェイト及びこれを含有する製剤。た
だし、S―（二―メチル―一―ピペリジ
ル―カルボニルメチル）ジプロピルジチオホ
スフェイト四・四％以下を含有するものを
除く。

六十の六 二―（一―メチルプロピル）―フ
エニル―N―メチルカルバメート及びこれ
を含有する製剤。ただし、二―（一―メチ
ルプロピル）―フエニル―N―メチルカル
バメート二％（マイクロカプセル製剤にあ
つては、一五％）以下を含有するものを除
く。

六十の七 削除

六十の八 S―メチル―N―（メチルカル
バモイル）―オキシ）―チオアセトイミデ
ー（別名メトミル）四五％以下を含有す
る製剤

六十一 沃化メチル及びこれを含有する製剤
六十二 硫酸及びこれを含有する製剤。た
だし、硫酸一〇％以下を含有するものを除
く。

六十三 硫酸タリウム及びこれを含有する製
剤。ただし、硫酸タリウム〇・三％以下を
含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラ
シエキスをを用いて著しくからく着味され
ているものを除く。

六十四 削除

六十五 燐化亜鉛及びこれを含有する製剤。
ただし、燐化亜鉛一％以下を含有し、黒色
に着色され、かつ、トウガラシエキスを
用いて著しくからく着味されているものを除
く。

六十六 削除

六十七 ロテノン及びこれを含有する製剤。
ただし、ロテノン二％以下を含有するもの
を除く。

別表第二（第四条の三関係）

一 アンモニア及びこれを含有する製剤。た
だし、アンモニア一〇％以下を含有するもの
を除く。

二 塩化水素及びこれを含有する製剤。た
だし、塩化水素一〇％以下を含有するもの
を除く。

三 塩化水素と硫酸とを含有する製剤。た
だし、塩化水素と硫酸とを合わせて一〇％以
下を含有するものを除く。

四 塩基性酢酸鉛

五 過酸化水素を含有する製剤。ただし、過
酸化水素六％以下を含有するものを除く。

六 の二 キシレン

七 クロム酸塩類及びこれを含有する製剤。た
だし、クロム酸鉛七〇％以下を含有するもの
を除く。

八 クロホルム

九 砒化ナトリウム

九の二 酢酸エチル

十 酸化水銀五％以下を含有する製剤

十一 酸化鉛

十二 四塩化炭素及びこれを含有する製剤

十三 重クロム酸塩類及びこれを含有する製
十四 礬、酸、その塩類及びこれらのい
れを含有する製剤。ただし、礬、酸として一
〇％以下を含有するものを除く。

十五 硝酸及びこれを含有する製剤。た
だし、硝酸一〇％以下を含有するものを除
く。

十六 水酸化カリウム及びこれを含有する製
剤。ただし、水酸化カリウム五％以下を含有
するものを除く。
十七 水酸化ナトリウム及びこれを含有する製
剤。ただし、水酸化ナトリウム五％以下を含
有するものを除く。
十七の二 トルエン

十八 ホルムアルデヒドを含有する製剤。た
だし、ホルムアルデヒド一％以下を含有する
ものを除く。

十九 メタノール

二十 硫酸及びこれを含有する製剤。た
だし、硫酸一〇％以下を含有するものを除
く。

別表第三 削除

別表第四 削除

別表第五（第十三条の六関係）

一 黄燐

二 四アルキル鉛を含有する製
剤

三 無機シアン化合物たる毒物
及びこれを含有する製剤で
液体状のもの

四 弗化水素及びこれを含有す
る製剤

五 アクリルニトリル

六 アクロレイン

七 アンモニア及びこれを含有
する製剤（アンモニア一
〇％以下を含有するものを
保護衣（アンモニア用防
毒マスク）で液体状のもの
を除く。）

八 塩化水素及びこれを含有す
る製剤（塩化水素一〇％以
下の項に同じ）

下を含有するものを除く。）
で液体状のもの

九 塩素

過酸化水素及びこれを含有
する製剤（過酸化水素六％
以下を含有するものを除く
）

クロルスルホン酸

クロルピクリン

クロルメチル

砒化水素酸

ジメチル硫酸

臭素

硝酸及びこれを含有する製
剤（硝酸一〇％以下を含有
するものを除く。）で液体
状のもの

水酸化カリウム及びこれを
含有する製剤（水酸化カリ
ウム五％以下を含有するも
のを除く。）で液体状のも
の

水酸化ナトリウム及びこれ
を含有する製剤（水酸化ナ
トリウム五％以下を含有す
るものを除く。）で液体状
のもの

ニトロベンゼン

発煙硫酸

ホルムアルデヒド及びこれ
を含有する製剤（ホルムア
ルデヒド一％以下を含有す
るものを除く。）

保護手袋

保護手袋

保護衣

普通ガス用防毒
マスク

保護手袋

保護衣

保護眼鏡

一の項に同じ

一の項に同じ

一の項に同じ

一の項に同じ

一の項に同じ

一の項に同じ

一の項に同じ

一の項に同じ

一の項に同じ

一の項に同じ

一の項に同じ

一の項に同じ

一の項に同じ

一の項に同じ

一の項に同じ

備考	二	硫酸及びこれを含有する製十の項に同じ
	三	剤（硫酸一〇%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
一 この表に掲げる防毒マスクは、空気呼吸器又は酸素呼吸器で代替させることができる。		
二 防毒マスクは、隔離式全面形のものに、空気呼吸器又は酸素呼吸器は、全面形のものに限る。		
三 保護眼鏡は、プラスチック製一眼型のものに限る。		
四 保護手袋、保護長ぐつ及び保護衣は、対象とする毒物又は劇物に対して不透水性のものに限る。		